

別記第 13 号の 2 様式を次のように改める。

別記第 1 3 号の 2 様式（第 2 2 条関係）（表面）

就業手当に相当する退職手当支給申請書

1 申請者	氏名	住所	(電話)
-------	----	----	------

2 就職先の 事業所 (下記 3 ①の場合 のみ記載)	名称	(電話)
	所在地	(電話)

3 職業に就いた 日等について 記載してくだ さい。 (記載に当たっ ては裏面の注意書き をよくお読みくだ さい。)	①一の雇用契約の期間が 7 日以上である場合			
	イ 一週間の所定労働時間	時間 分	ロ 雇用年月日	年 月 日
	ハ 雇用期間	(イ) 定めなし	→ 年 月 日まで	
		(ロ) 定めあり	(年 カ月)	
	ニ 支給対象期間中の就業日数	合計	日	
	②①以外の就業			
イ 就業先の事業所等	ロ 就業期間	ハ 就業日数	ニ 就業内容	
(電話)		日		
		合計	日	

上記 2 及び 3 ①の記載事実誤りのないことを証明する。

年 月 日

事業主氏名 印

(法人のときは名称及び代表者氏名)

4 上記 2 及び 3 の事業所の事業主は、支給資格に係る離職前の事業主(関連事業主を含む。)であるか否か	イ 離職前事業主である ロ 離職前事業主ではない
5 申請に係る就業について、安定所への求職の申し込みの日前に雇用の予約があったか否か	イ 雇用の予約があった ロ 雇用の予約はない
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の 1 箇月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	イ 紹介を受けた ロ 紹介を受けていない
職業紹介事業者の名称	(電話)

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第 2 2 条第 1 項の規定により上記のとおり就業手当に相当する退職手当の支給を申請します。

年 月 日

申請者氏名 印

任命権者 様

※ 処 理 欄	支 給 金 額	円
	支 給 決 定 年 月 日	年 月 日

別記第13号の2様式（裏面）

備考 1 2の「就職先の事業所」欄には、3の①の「一の雇用契約の期間が7日以上である場合」に該当する場合に記入すること。また、記載内容を証明する書類（雇用契約書、雇入通知書等）の写しを添付すること。

2 事業主は、「就職して被保険者資格を取得した場合などその就職以後失業の認定の必要のない方」について、2及び3の①欄の記載内容の証明を行うこと。

3 3の②欄には、3の①欄に該当する就業以外のすべての就業について以下の要領で記入すること。

「イ 就業先の事業所等」欄には、就業先の事業所等（自宅であれば「自宅」と記載。自营準備活動を行った場合など特定できないものは記載不要）とその電話番号（自宅の場合は記載不要）を記入すること。

「ロ 就業期間」欄には、その就業した日について「イ 就業先の事業所等」ごとにすべて記入すること（記入例：「5月12日から5月15日まで」を雇用契約期間として就業した場合は、「5/12～5/15」と記入。「5月1日、5月4日、5月10日」の日ごとに就業した場合は、「5/1、5/4、5/10」と記入。）。

「ハ 就業日数」欄には、「イ 就業先の事業所等」ごとに就業した日数の合計を記入し、「合計」欄には支給対象期間中の就業日数の合計を記入すること。

「ニ 就業の内容」欄には、その就業の具体的な内容を簡潔に記入すること。

4 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書などの資料の写しを添付すること。

5 4及び5欄は、雇用契約を締結して就業する場合に該当するものを○で囲むこと。

この場合、4欄の「関連事業主」とは、あなたが就業した事業所が一定の資本の状況から見て離職前の事業主と密接な関係にあるもの（出資等の割合が50%を超えるもの）である他の事業主のことをいう。

6 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1箇月間について該当するものを○で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。

なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。

別記第 13 号の 2 様式の次に次の 1 様式を加える。

別記第 13 号の 3 様式 (第 22 条関係)

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏名	住所	(電話)
事業主の証明	②就職先の事業所 (開始した事業)	名 称	(電話)
		所在地	
		事業の種類	
	③雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	④採用内定年月日 年 月 日
	⑤職 種		⑥一週間の所定労働時間 時間 分
	⑦賃 金 月 額	万 千円	⑧雇用期間 イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 ヵ月)
⑨上記の記載事実誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)			
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日 前3年間に於ける就業についての 再就職手当、常用就職支度金又は常用 就職支度手当に相当する退職手当 の受給の有無		イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する 退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する 退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも 受給したことがない。	
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第22条第1項の規定により上記のとおり再就職手当に相当する 退職手当の支給を申請します。 年 月 日 任命権者 様 申請者氏名 印			
※ 処 理 欄	所定給付日数	日	備 考
	支給残日数	日	
	支給金額	円	
	支給決定年月日	年 月 日	

- 備考 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提出期限)に、退職当時の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 雇用された受給資格者にあつては、①から⑩までの欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては、①から③まで及び⑩の欄に記載すること。
- 3 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- 4 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 5 ※印欄には、記載しないこと。

別記第 14 号様式を次のように改める。

別記第 1 4 号様式 (第 2 2 条関係)

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

①申請者	氏名	住所	(電話)
事業主の証明	②就職先の事業所	名 称	(電話)
		所在地	
		事業の種類	
	③雇入年月日	年 月 日	④採用内定年月日 年 月 日
	⑤職 種		⑥一週間の所定労働時間 時間 分
	⑦賃金月額	万 千円	⑧雇用期間 イ 定めなし → 年 月 日まで ロ 定めあり (年 ヲ月)
⑨上記の記載事実誤りのないことを証明する。 年 月 日 <div style="text-align: right;">事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)</div>			
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無		イ 再就職手当、常用就職支度金又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当、常用就職支度金に相当する退職手当及び常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。	
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第22条第1項の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 <div style="text-align: right;">申請者氏名 印 任命権者 様</div>			
備考			
※処理欄	支給金額	円	支給決定年月日 年 月 日

- 備考 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内(提出期限)に、退職当時の任命権者に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 ⑥欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「ロ 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載すること。
- 3 ⑩欄は該当する記号を○で囲むこと。
- 4 ※印欄には、記載しないこと。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年熊本県条例第42号。以下「改正条例」という。）附則第7項に規定する失業者の退職手当の額は、改正条例による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例（昭和28年熊本県条例第56号）第10条の規定を適用するとしたならば支給を受けることとなる失業者の退職手当の額又は改正条例附則第2項、第3項及び第6項の規定により支給を受ける失業者の退職手当の額のいずれか多い額とする。
- 3 改正条例附則第8項ただし書に規定する失業者の退職手当の額は、同項本文の規定を適用するとしたならば支給を受けることとなる失業者の退職手当の額又は改正条例附則第2項、第3項及び第6項の規定により支給を受ける失業者の退職手当の額のいずれか多い額とする。
- 4 この規則の施行の際現に提出されている改正前の別記第13号の2様式による申請書は、改正後の別記第13号の3様式による申請書と、改正前の別記第14号様式による申請書は、改正後の別記第14号様式による申請書とみなす。